

小型家電リサイクル法が始まりました!

分別回収に
協力しよう!



2013年4月から小型家電リサイクル法が始まりました。市区町村や協力小売店などでの回収の取り組みがどんどん広がっています。分別回収にぜひご協力ください。

Q1 小型家電リサイクル法の対象は?

A ご家庭の電気や電池で動く製品が広く対象となります。



この他にも、幅広い製品が小型家電に含まれます。市区町村によって回収する品目が異なりますので、詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。



テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、**お買い求め先の家電小売店などへ。**

これらの家電は、これまでどおり「家電リサイクル法」に基づき家電小売店などにより引き取られます。詳しく知りたい方は、お住まいの市区町村や家電小売店にお尋ねください。

Q2 なぜ小型家電を集めてリサイクルするの?

A 貴重な資源を大切に使い、私たちの環境を守るためです。

小型家電には、鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属が含まれています。日本で1年間に使用済みとなる小型家電は**65万トン**。現在、その大半が廃棄物の埋立地に処分されています。一方で、小型家電は鉛などの有害な物質を含むものもあるため、適正な処理が必要です。



有用金属が含まれている電子基板



使用済みになった携帯電話

Q3 小型家電ってどのように回収されるの?

A お住まいの市区町村ごとに、以下のような方法で回収します。



ボックス回収
公共施設やスーパー、家電小売店などに専用の回収ボックスを設置し、回収します。

自治体によって、回収方法や対象品目は異なります。協力小売店で回収している場合もあるので、詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。



ピックアップ回収
粗大ゴミや不燃ゴミと一緒に回収し、ごみ処理施設で小型家電を取り出します。



ステーション回収
ごみ回収の区分に、新たに「小型家電」を設けます。



このマーク*は、小型家電を回収している目印です!

※国の認定を受けたリサイクル事業者又は、小型家電リサイクルに取り組む市区町村しか使用できません。

Q4 どうして廃棄物を出す時に「無許可」の回収業者を利用してはいけないの?

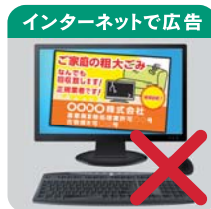
A 法を守った適正な処理が確認できないからです。

無許可業者によって回収された廃家電が、不法投棄や不適正処理された事例が報告されています。

気をつけないといけないね。



! 無許可の回収業者にはこのような例があります。



ご家庭から廃家電などの廃棄物を回収するには、市区町村の「一般廃棄物処理業」の許可や委託が必要です。「産業廃棄物処理業」の許可では回収できません。